

マイナンバーカードによる転出転入特例 (他市町村への異動) 及び継続利用のご案内

■転出手続きについて

- マイナンバーカードによる転出届は、「転出する市町村の窓口」、「郵送」または「マイナポータルによるオンライン転出届」のいずれかで行ってください。
- マイナンバーカードをお持ちの方及び同時に転出される同一世帯の方には、原則として転出証明書の交付はございません。マイナンバーカードが転出証明書の代わりとなります。

■転入手続きについて

- 転入届は、郵送やオンラインによるお届けはできませんので、マイナンバーカードを持って、直接窓口で届出してください。
- 転出予定日の30日以内または転入日から14日以内のうち、どちらか早い日付までに転入届を行ってください。
- マイナンバーカードをお持ちの方が同一世帯に一人いれば、同時に引越しされる同一世帯の方全員の転入手手続きができます。
- 転入先で同一世帯の方であれば、マイナンバーカードの名義人以外の方でも代理で転入手手続きが行えます。その際は、事前にマイナンバーカードの名義人の方に暗証番号をご確認ください。

■マイナンバーカードの他市町村への継続利用手続きについて

- マイナンバーカードをお持ちの方が他市町村へ住所異動した場合は、マイナンバーカードの継続利用手続きが必要になります。
- 転入届を行っていない状態で、転出予定日から30日、または転入した日から14日を経過した場合、いずれかに該当した時は、マイナンバーカードは、廃止になります。
- 転入届を行っていても、転入届出日から90日を経過するまでにマイナンバーカードの継続利用手続を行わない場合は、マイナンバーカードは廃止になります。
- 継続利用ができるのは有効期限内のマイナンバーカードに限ります。
- 手続きには、暗証番号（4桁数字を使用するもの）が必要です。
- 転入先で同一世帯の方であれば、マイナンバーカードの名義人以外の方でも代理で継続利用手続きが行えます。その際は、事前にマイナンバーカードの名義人の方に暗証番号をご確認ください。

■住所異動に伴う署名用電子証明書について

- マイナンバーカード内に搭載されている署名用電子証明書（6桁以上16桁以内の英数字暗証番号を使用するもの）は、住所、氏名の変更に伴い失効します。
- 必要な方は、転入手手続き後に新住所地の市区町村で発行申請をお願いします。
- ご本人以外が電子証明書の発行申請する場合は、委任状（回答書）等が必要になりますので、事前に転入先市町村へお問い合わせください。